

研究通信

№33

1959.10 発行
村落社会研究会
事務局

東京都文京区小石川町
1の1
中央大学文学部
社会学研究室内

今年の課題と要望

(東京) 有賀 喜左エ門

今年の大会における共同課題は「村落共同体と政治」ということ
にきまつたので、事務局から表題のような文章を書くように要請さ
れたが、引受けて見ると簡単に書けない事柄なので困ったことにな
つたと思つた。

昨年の大会は鳴子温泉に泊り込みで話合つたが、村落共同体とは
何かというはつきりした答は出なかつた。日本の村落の、江戸時代
や其後の時代の種々な形態のものを報告してもらつて、比較して見
た。誰れもどこに共同体の実態があるかをはつきり指摘しなかつた。
マルクスやウェーバーの説いた古典的な学説との対決はほとんどな

かつた。私はこれは当然のことと思つている。というのはその対決
をするには日本の古代村落の実態がもつとよくわかつていなければ
ならないからである。所が日本の古代村落論は逆にこれらの古典的
学説に則つて説明されているのだから、これでよいとは私には考え
られない。これをするには共同体ということに余りとらわれないで
日本の村落論を創り出さねばならぬ。古代からの展開許り考えてい
るので、かえつて共同体にとらわれてしまふのであるから、近代村
落を基礎として、近世村落から古代村落に及んで行くということが
日本の村落論を立てるのに大切な考え方ではないかと思つている。
恵まれた資料の中にいるのだから、こうして世界の学界に新しい資
料を提出する気魄はないものだろうか。

共同体という言葉を用いて一刀両断すれば村落の問題はちとど
るにわかつてしまふような議論も少くない。正にキヤッチフレーズ
である。聞く人もキョトンとして聞きこまされてしまふ。村研では余
りそういうことがなまざる位であるが、われひと共にまだ自信も
ないからであると思つている。どうしてこの問題を解いてその自信
を持つかは今年の大会に持ちこまれる懸案であろう。

私は今年の課題の持つ問題点をこの短い文章で全面的にとりあげ
ることは到底できないと思つるので、一見経済的な現象ですらも村落
外部からの強い政治的規制の加えられている一、二の基礎的な問題
についてふれるに止める。

村落と政治の問題は村落内部の政治構造と全体社会の政治構造と
の相関している所にあるが、村落がいつの時代にもこの外部的規制
に反応してそれ自身の内部構造を創り替えて来た経過をとらえる事
が大切である。もちろんこの場合政治と経済其他の文化とを切りは
なして考えるのではない。しかし日本においては、ヨーロッパとく
らべると、中世から見ても国際的な経済連絡関係は乏しかつたし、
農業においては現在でも西欧に比してそれは著しく欠けている。こ
のことは国内における政治的規制のウエイトを著しく重くしたこと
を知る必要がある。資本主義の発達すら政治的規制が強く働いてい

たことはこれを理解させる。

大きくこういうと行政村のことを真先に問題にしていくように思われるかも知れない。もちろん行政村の形態や性格は一の大問題ではあるが、私はそういうことだけをいうのではない。歴史的に見るといろいろの形態の行政村があらわれた。これらの行政村に村落の対応の仕方はそれぞれの時期の政治や経済などの構造を通して行われたから、単に区画の大小に問題があるのではない。行政村の設定はそれぞれの地方において多様性を示したが、村落内部の政治構造がいつも顧慮されたように思う。上級政治と村落支配層との結びつきの形である。したがって村落内部の経済構造と密接に関連していた。古代にはふれないが、中世の村落においては地方知行であり、下層知行者が村落を支配したから明白であつたとしても、近世村落においては概して大高持の名請百姓を村役人として、行政村内の政治統制を行つたし、明治においては行政村のスケールは大きくなつたが、内部構造においては大体地主支配を予想して編成された。ここに一連の地主支配が貫いていたことは、村落が概して土地・農業を生活の地盤とし、地租・夫役を領主・政府に貢納することによつて政治的統制をうけて来たことにあるとしても、その基礎に村落がある傾向の土地の権利形態の性格と結びついて形成されて来たことがこれに大きく寄与したと思われる。

土地の権利形態とは一口にいえばその所有権に関するものであるが、歴史的にはいろいろの表現があるので簡単にいえない。中世は本家職・領家職・名主職・作職・下作職等に分化していた。近世は領主権の下に名請・分附等があり、近代は所有権と規定された。中世のは権利階層が複雑ではあつたが、上位権利は下位権利に対して相対的に得分権であつたから、結局は下位権利は上位権利の内附の關係におかれた。下位権利の内附としてさらに小作があつた。これらの諸権利はすべて特殊な家産概念として成立したことに注目すべきである。近世のそれも同様であつた。近代のそれは西欧の個人主義的制度から抽出されて、自由な売買が認められたから、近代的土

所有権とも規定されているが、實質的に家産と密着しており、その内附として小作を残していた点は前代の権利の性格に脈絡があつた。だから多少の議論を必要とするが、これらにおいては最上位の権利を眞の所有権とすれば下位権利はその内附として支配されていたことが共通していた。この構造から当然賃租の高率が生じたのであつて、このことは政治的に規定されたものであるから、こういう所有権の内容は政治構造の性格に規定されたものと見てよい。

所有権の外面的形態の多様性の下でその内面的構造を共通にしていたことを単に封建的と規定して解釈を固定化することは実り多いものとはならないだろう。というのはそれらは等しく家産に結びついており、この点は封建時代に初めて発生したものと断定できないからであり、また明治の地主の成長は所有権の内面的構造に資本主義的商品経済が作用した結果であつて、所有権の實質的内容を替えて行つたからである。

明治の所有権の内面的構造の實質的変化がそれ以後の村落構造に大きな影響を与えた点を見ておきたい。小作料における地主作得が地租に対して實質的にはるかに増大したことにより、地主の手作廢止を促進し、土地集積に有利に作用したことは周知の事であるが、地主がなぜ所有地の資本家的経営に乗り出さなかつたかという点は単に経済的にのみ説明することはできない。それはもちろん全体として資本主義の發達が未熟であつたことは大きな理由であるが、所有権の内附としての小作料は当然賃租と地主作得とを含む構造であり、地租改正の段階においては重い賃租であつたものが、地租金納化とその後の商品経済の進展によつて作得収入の實質的増大に転化し、地主は富率小作料を維持しながら小作者に所有耕地の貸附を行う有利な地位に立つたことも重要な理由であつたとしても、これは単に経済的な現象ではない。さらに土地所有が家産と密接に結びついていたので、この経営を家企業として運営することに對する執着が強かつたことをも数える必要がある。このことは小作者の側にも見られた。地主大手作に専屬の農業労働者となるより小作農として

小なりとも家企業の経営形態をとることを撰んだ。それは撰択の余裕に恵まれたのではないが、分家を彼等の目標にしたことは明らかである。一般に減少分家が派出され、地主の小作や子分となつたことは、村に住む限り家の成立を社会生活の重大な目標としたからである。

同じことは資本主義の内部にも見られた。その発展の初期には企業家の家企業として、その同族団の拡大の上に展開し、さらに大きくなつてこの形から離れなければならなかつた。しかし其後巨大な株式会社として構成された諸企業も個人主義的外貌の下で資産観念においては家産概念が貫徹していた。財閥の本社となつた持株会社はそれに属する有力家の家産としての株式を管理しつつ、傘下の全事業会社を支配した。これらは特定の家を存続するための巨大な組織となつた。このことは天皇家や將軍家などにすでに見られ、これを中心とした政治構造として表われて来たことであり、それが新しい形で成立したのである。こういう歴史的過程の中で庶民の家がいろいろな条件の下で、生活単位としての存在を獲得し、その家成員の生活保障の重荷を負わねばならなかつたことは、単に家本来の役割と見ることはできず、それは全体社会の政治構造の性格からも規制されたことはいふまでもない。したがつて家の存在が所有権の内面的構造と結びつかねばならなかつた所に政治構造の強い規制を見ないわけにはゆかぬ。明治以後の耕作農家の経営は全体として過小化へ急速に傾斜したことはこれらの複雑な理由によるものであり、耕作からはなれた地主の支配体制が一段と深められる基礎がここででき上つた。

次の段階においては、明治行政村が数村落をまとめてでき上つたために、各村落に本拠をおく地主が彼等の地位を利用して行政村政の有力層を形成したことである。村役場は郡、県、政府の委任事務が煩雑化すると共に、村における一種のビュロークラシイ化をとげ、その要職には耕作からはなれた地主を必要とした。これと共に他方では農会、産組等のいわゆる農業団体が全村的規模で成立し、これ

も郡県連合会、中央会を持つに至つてビュロークラシイ化が著しく進められたから、地主がまたその要職についた。これらを通して郡県官僚や中央官僚との結びつきも生じたから、才能ある地主は代議士や農業団体の中央会の役職につくものもあり、郡県会議員になり、また郡県連合会の要職につくものも多かつたといふばかりでなく、自治体はもろろん、農業団体ですら、次第に國策遂行の機關に組み入れられて行つたことは、政治的規制の弱さを示していた。

村落内部においては同族団や親類や其他の隣保的互助組合等の家の共同關係は変化しつつ推移したが、村落はもろろん、これらにも行政村や農業団体の下部機構となるものがあり、それに規制されるばかりでなく、外部からの政治、経済其他の文化の強い規制の下にいろいろに再構成され、あるものは中絶し、または旧来の機能を喪退せしめ、あるものは変化して有力となり、あるものは新たに成立した。しかしその平面上において行政村の内部において各村落は他の村落に対し、または行政村に対しても、自己を守る集團としての性格を喪失してはいなかつた。これを封鎖的とか、封建的とか評価する人々も多かつたが、家の共同關係と同じように、生活保障の政策のない全体社会の政治構造の中では、村落も自己を守ることは適度に必要であつて、それは新しい状況に対応する形を創り出さねばならなかつた。村落が各型の家の共同關係の複合体であることもこの種の政治構造の強い規制を考へないでは理解できない。こういうものを村落共同体と名づけたいとはいへないといわれないが、政治的規制の性格によつてその内部構造の分析を十分経たさないと、共同体というキヤッチフレーズは甚だしく危険なものであるといふべき。また沢山問題があり、特に戦後の問題などふれておきたいが、書ききれないし、わからない点もあるので、筆をおく。